日本大学学生生徒等総合保障制度は ご卒業までの安心をお届けします！

最近多い事故です！

《《 およそ8分に1件の割合で、自転車事故が発生しています!!※ 》》

※ 一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故の実態と備えに関するチラシ」より

加害者になってしまうと、高額な賠償金を請求されることがあります!

被保険者（加入学生）または同居の親族などが誤って他人にケガをさせてしまったり、
他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能に
させたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合、補償します。

お支払い例
自転車で走行中、歩行者にケガをさせ、
相手に後遺障害が残ってしまった。

賠償金1億5千万円▶全額補償



（注）2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

扶養者の方に万一のことがあった場合

事故の発生の日以降、
学資費用保険金で
毎年の授業料を補償します。

※卒業までに支払った学費を、学資費用保険金額を限度に補償。

育英費用保険金 300万円（一時金でお支払いいたします。）

学資費用保険金	学資費用保険金	学資費用保険金	学資費用保険金	学資費用保険金
70万円	70万円	70万円	70万円	70万円

学資費用保険金 35万円

後期	前・後期	前・後期	前・後期	前・後期	前・後期
中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生

扶養者の事故（ケガの場合）
中学1年生の4月30日の事故の場合

お支払い例
※SP6・SS6プランに6年間一時払でご加入・
中学1年生の4月30日に扶養者の事故（ケガ）が起きた場合
［実際にかかった費用］●授業料（年間実額）：70万円

卒業までに 合計685万円のお支払い

ご加入方法・ご加入内容のご変更などに関するお問い合わせ/保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

取扱代理店

学校法人 日本大学 日本大学キャンパスサポートオフィス

［住 所］〒102-8275 東京都千代田区九段南四丁目8番24号　［FAX］03-5275-8155

TEL 03-5275-8008

受付時間:平日の午前10時から午後5時まで（土、日、祝日、夏期及び年末年始の休業期間は除きます。）
※日本大学のホームページにてご確認ください（本部事務取扱に準ずる）。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社　南東京支店 法人支社

［住 所］〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス4階
［TEL］**03-5913-3712** 受付時間:平日の午前9時から午後5時まで（土、日、祝日、年末年始を除きます。）

お申込方法
*詳しくは9ページをご確認ください。

簡単・便利なWEBシステム

万一のケガや事故のとき! 事故受付対応窓口（保険金請求はこちら）

事故やケガの際には、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの右記窓口までご連絡ください。

窓口：事故サポートセンター（24時間365日事故受付）**0120-727-110**

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、パンフレット記載の問い合わせ先までご照会ください。

DMなどにて類似のパンフレットなどが配布されることがありますが、本学とは関係ありませんのでご注意ください。

承認番号 SJI26-12683　作成日 2026年9月1日

保存版 ご卒業まで保存ください！

WEB募集専用商品

2027年度

日本大学 公認

自主創造 日本大学

日本大学学生生徒等総合保障制度

＜傷害総合保険＞

日本大学の学生・生徒のための
充実した補償内容です！

団体割引 適用
25%OFF

1日あたり約20円からご加入できます。
（H6プラン6年間一時払の場合）

振込手数料不要!

POINT 自転車保険義務化条例に対応した補償

自転車運転中の事故の補償

24時間365日補償

（注）2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

- レジャー・部活動中の事故の補償
- 個人賠償責任の補償
- 地震によるケガ・熱中症の補償
- 学資費用の補償
- 弁護士費用、法律相談・書類作成費用の補償
- 携行品損害の補償（POINT ノートパソコン・タブレット対象）

日本大学正付属中学校から正付属高等学校に進学された方は、既に本制度に高校卒業までご加入いただいている可能性がございますので、必ず加入状況をご確認ください。

対象一覧　このパンフレットは下記に所属される方が対象となります。

- 日本大学高等学校・中学校
- 日本大学藤沢高等学校・中学校
- 日本大学三島高等学校・中学校
- 日本大学習志野高等学校
- 日本大学櫻丘高等学校
- 日本大学豊山高等学校・中学校
- 日本大学明誠高等学校
- 日本大学東北高等学校
- 日本大学鶴ケ丘高等学校
- 日本大学豊山女子高等学校・中学校
- 日本大学山形高等学校

お申込締切日

〈第一次締切日〉2027年3月5日(金)
〈最終締切日〉2027年3月31日(水)

なるべく入学手続きと同時にお申込みください。
最終締切日を過ぎましてもWEB加入は8月31日まで可能です。9月以降に加入を希望される方は取扱代理店までお問い合わせください。

お申込方法

WEB スマホ・タブレットで簡単申込!（2027年1月9日から申込可能）

①2次元コードよりアクセスして、お申込の手続きをお願いします。

②後日、払込票が届きますので、スマホ決済アプリまたはお近くのコンビニで払込ください。

加入者証送付時期

加入者証の送付は、**2027年6月下旬から7月**の予定です。
※加入内容はWEB上で確認することが可能です。
※J6プランはWEB上でのみ加入内容の確認が可能です。

■この保険は学校法人日本大学をご契約者とし、学校法人日本大学の学生・生徒を被保険者（保険の対象となる方）とする傷害総合保険の団体契約です。加入者（保険料負担者）は、保護者（または学生・生徒本人）となります。
※「傷害総合保険ご契約のしおり」、保険証券はご契約者（学校法人日本大学）にお渡しします。

【昨年度も傷害総合保険にご加入の皆さまへ】
2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いします。

校門外やDM等で案内されている類似の補償制度は、日本大学と一切関係ありません。ご加入の際はお間違いなきようご注意ください。

取扱代理店
学校法人 日本大学
日本大学キャンパスサポートオフィス

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社

日本大学ならではの補償プランをご用意! ご卒業までの安心を お届けします。

制度の 特長

特長1 さらに安心

個人賠償責任補償は学校生活や自転車運転中の損害賠償責任も補償

個人賠償責任補償の対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた場合には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし(日本国内にかぎります。)、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

POINT

	日常生活	学校生活	自転車運転中	管理下中の受託品損害	記録情報損壊
日本大学総合保障制度	○	○	○	○※	○※
一般的な個人賠償責任保険	○	○	○	○※	×

自転車通学の方で学校から保険証券の提出を求められた場合、加入者証が届くまでは、支払手続き後に届くメールからご加入内容を印刷ください。
※保険金お支払い対象外となる場合もございますので、具体的な補償内容については3ページの2次元コードから保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合をご確認いただくか、損保ジャパンまでご照会ください。

特長2 お得な保障制度
保険料は **団体割引25%** 個人で加入するより割安です。

特長3 さまざまな補償
天災危険(地震、噴火またはこれらによる津波)による **ケガや熱中症・食中毒も補償**

特長4 学校生活に安心を
授業料などの他、実態に合わせた **学資費用補償**

特長5 法的トラブルへの備え
弁護士費用、法律相談・書類作成費用 も補償

特長6 GIGAスクール構想対応
ノートパソコンやタブレット端末も対象とした **携行品損害の補償**

「この保険のあらまし」については右記2次元コードから必ずご確認ください。

補償内容一覧

保険金のお支払方法等重要な事項は、右記2次元コードから必ずご確認ください。

扶養者※1の方に万一のことがあった場合の補償

❶ ケガによる育英費用の補償

扶養者の方が事故により、死亡・重度後遺障害が生じた場合に保険金額の全額をお支払いします。



❷ ケガによる学資費用の補償

扶養者の方が事故により、死亡・重度後遺障害が生じ、被保険者が授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

❸ 病気による学資費用の補償

扶養者の方が、病気により亡くなられた場合、授業料などの実費を保険金額を限度にお支払いします。
*補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては補償の対象となりません。

お子さま本人の補償

❹ ケガの補償 1日目から補償

J6プラン以外

お子さま本人がケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

学校でのケガ / 日常生活でのケガ / 交通事故によるケガ / レジャー・スポーツ中のケガ

24時間365日補償



*急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象となりません。

J6プランのみ

日本国内においてお子さま本人が「自転車事故」※により、死亡・後遺障害が生じた場合・入院・通院した場合に補償します。
(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

○自転車搭乗中にケガをした
○歩行中に自転車に衝突されケガをした



※自転車事故とは…
お子さま(被保険者ご本人が) ①自転車に搭乗中の事故 ②自転車に搭乗してない場合の自転車との事故をいいます。

❺ 病気の補償 1日目から補償

お子さま本人が病気により、入院・手術した場合に補償します。
*補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

❻ 携行品損害の補償

SP6・SS6・A6・SZ6・SB6・F6プランに加入の方が対象
※自己負担額:1事故につき3,000円

お子さま本人の身の回り品が、居住する建物外において盗まれたり、偶然な事故により破損した場合に補償されます。

GIGAスクール構想対応

○お子さま本人のノートパソコンやタブレット端末※を落として破損させてしまった。
*携帯電話・スマートフォン等は補償の対象になりません。



○旅行中に誤ってカメラを落として壊してしまった。



*被保険者が居住する建物内の事故は補償の対象となりません。

❼ 救援者費用の補償

お子さま本人が遭難などで行方不明になった場合に救援活動にかかった費用を補償します。

○お子さまが旅行中、事故で行方不明になり、ご家族が現地に向かうための交通費を負担した。



❽ 賠償責任の補償

補償の対象者: 被保険者ご本人(=お子さま) / 同居の親族※(父・母・兄弟・祖父母など)
※自宅外から通学する方は別居のご家族(父母・兄弟姉妹など)は補償されません。

自転車保険義務化条例に対応した補償

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

○自転車運転中、他人とぶつかりケガをさせてしまった。※2



(注)

○友人のタブレット端末を落として破損してしまった。※2



アルバイト、インターンシップ中の損害賠償責任も補償します。

*情報機器などに記録された情報を損壊した場合も補償します。
*管理下中の受託品の破損などによる損害賠償責任も補償します。

示談交渉サービスをセット
賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

*スポーツ中の事故においては、スポーツの性質上、ケガ等の事故の発生が想定されることから、相手への法律上の損害賠償が発生しない場合があります。損害賠償が発生した場合のみお支払いの対象となります。
*施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備が原因で、被保険者が法律上の損害賠償責任を負わない場合はお支払い対象にはなりません。

❾ 弁護士費用の補償

お子さま本人が法的トラブルにあった場合、弁護士等への委任、法律相談・書類作成の費用を補償します。※3

①被害事故 詳細はP4をご確認ください。

○路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。



○近所の飼い犬がこどもに襲いかかり、ケガをした。

(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

②人格権侵害※4

○ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。

○電車で痴漢被害を受けた。

○こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。



❿ 熱中症の補償

日射または熱射により、死亡・後遺障害が生じた場合・入院・手術・通院した場合に補償します。
○クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れて入院した。



⓫ 食中毒の補償

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により、死亡・後遺障害が生じた場合・入院・手術・通院した場合に補償します。
○食中毒になり入院した。



⓬ 天災危険の補償

地震、噴火またはこれらによる津波により、死亡・後遺障害が生じた場合・入院・手術・通院した場合に補償します。



○地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして通院した。
*上記事故により扶養者の方が死亡・重度後遺障害が生じた場合には育英費用・学資費用をお支払いします。

⓭ 特定の感染症の補償

O-157などの特定感染症により、後遺障害が生じた場合・入院・通院した場合に補償します。※5



※1 「扶養者」とはお子さま本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、お子さま本人の生計を支えている方をいいます。(扶養者はあらかじめ指定された1名となります。) ※2 同様の事例でも事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。 ※3 次のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。○自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル○医療ミスによる被害事故に関するトラブル○騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル○借金の利息の過払金請求に関するトラブル○顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など ※4 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。 ※5 新規にご加入いただいた場合、保険期間の初日から10日以内に発症した場合を除きます。「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2026年7月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

弁護士費用補償の詳細

もしも お子さまが法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか？



日本大学だけの安心サポート！ 弁護士費用、法律相談・書類作成費用も補償します！

次の2つの法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

被保険者(お子さま)ご本人が遭遇されたトラブルが対象となります。

① 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所の飼い犬がこどもに襲いかかり、ケガをした。

（注）2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



② 人格権侵害(※)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



(※)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

✕ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など



金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行う時に負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額（保険期間1年間につき）
通算100万円 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 ×（100%－ 自己負担割合10% ）

2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額（保険期間1年間につき）
通算10万円 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 － 自己負担額（免責金額）1,000円

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例（被害事故に関するトラブル）

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 50万円（着手金 15万円、報酬金 35万円）
➡ 弁護士費用保険金のお支払額
50万円×（100%－10%（自己負担割合））＝45万円

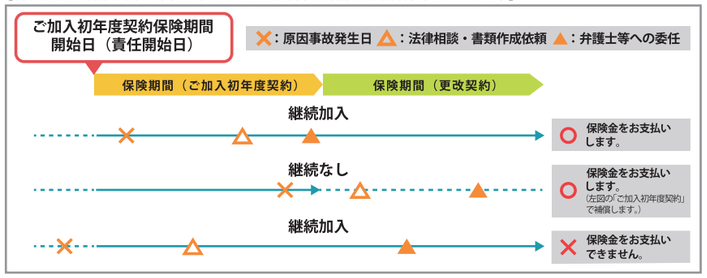
法律相談・書類作成にかかった費用 1万円
➡ 法律相談・書類作成費用保険金のお支払額
1万円 － 1,000円（自己負担額）＝9,000円

合計 45万9,000円 をお支払い

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

弁護士費用補償に関する保険責任について

【保険責任期間の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】



■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
■保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

実際にあった補償事例

事例1 扶養者の方に万一のことがあった場合の補償

中学1年生6月に、扶養者である父親が突然の病気で亡くなったため、授業料として35万円を学校へ支払った。



疾病学資費用保険金70万円（限度）タイプ（SP6・SS6・A6）にご加入の方の補償事例

疾病学資費用保険金
＊1年につき 70万円（限度）

POINT 6年間一時払で加入していたので高校卒業まで
保険金支払額▶385万円
中学1年生35万円・中学2年生～高校3年生70万円×5年間

1年間一時払で加入の場合 後期分35万円
中学2年生以降の授業料の補償はありません

事例2 お子さま本人の法的トラブルの補償



SNSに誹謗中傷する内容を書き込まれ精神的苦痛を受け弁護士に相談した。加害者側に誠意ある対応をしてもらえないため弁護士に委任。最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談・書類作成費用10万円（限度）、弁護士費用100万円（限度）タイプ SP6・SS6・A6・D6・SZ6・SB6・F6・G6の補償事例

法律相談・書類作成にかかった費用1万円、弁護士等への委任にかかった費用40万円（着手金15万円、報酬金25万円）の場合

弁護士費用保険金
40万円×（100%－10%（自己負担割合））＝36万円

法律相談・書類作成費用保険金
1万円-1,000円（自己負担額）＝9,000円

保険金支払額▶36.9万円

事例3 お子さま本人の賠償責任の補償

最近多い事例です！

お子さまご本人が自転車で走行中、歩行者（当時62歳）にぶつかり転倒させてしまった。脳挫傷、頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、裁判の結果9,521万円で和解した。

※一般社団法人日本損害保険協会HP「自転車での加害事故例」より



賠償責任保険金3億円（限度）・2億円（限度）・1億円（限度）全プランにご加入の方の補償事例

個人賠償責任保険金
＊3億円（限度）（SP6・SS6・A6・SZ6・SB6・F6）
＊2億円（限度）（D6・E6・G6・H6）
＊1億円（限度）（J6）

保険金支払額▶9,521万円

事例4 お子さま本人の賠償責任の補償

友人から借りていたタブレット端末を、誤って落として壊してしまった。



賠償責任保険金3億円（限度）・2億円（限度）・1億円（限度）全プランにご加入の方の補償事例

個人賠償責任保険金
＊3億円（限度）（SP6・SS6・A6・SZ6・SB6・F6）
＊2億円（限度）（D6・E6・G6・H6）
＊1億円（限度）（J6）

保険金支払額▶17万円

（注）2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

事例5 お子さま本人のケガの補償

お子さまご本人が部活中に転倒し、骨折をした。2週間入院し、手術も行った。退院後、20日間通院した。



入院保険金日額8,000円タイプ（SS6・SB6）にご加入の方の補償事例

入院保険金
入院日額（8,000円）×14日＝11.2万円

手術保険金
入院日額（8,000円）×20倍（入院時）＝16万円

通院保険金
通院日額（5,000円）×20日＝10万円

保険金支払額▶37.2万円

事例6 お子さま本人の病気の補償

お子さまご本人が腸閉塞になり、3週間入院し、手術も行なった。



疾病入院保険金日額5,000円タイプ（SP6・SS6・SZ6・SB6）にご加入の方の補償事例

疾病入院保険金
5,000円×21日＝10.5万円

疾病手術保険金
5,000円×20倍（入院時）＝10万円

保険金支払額▶20.5万円

※上記は事例であり、実際のお支払いは事故状況・損害の内容によって異なります。

保険期間と保険金額・保険料

団体割引 25%適用！

保険開始日	2027年4月1日 午前0時から

保険期間	満了日
6年間	2033年 4月1日 午後4時まで
5年間	2032年 4月1日 午後4時まで
4年間	2031年 4月1日 午後4時まで
3年間	2030年 4月1日 午後4時まで
2年間	2029年 4月1日 午後4時まで
1年間	2028年 4月1日 午後4時まで

※学業費用補償特約の支払対象期間は、各「満了日」前日の3月31日までとなります。

ご加入前に必ずご確認ください

補償内容説明動画

［J6プラン以外［職種級別A級・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)・入院保険金の14日間2回支払特約(SP6プランのみ)・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット］
J6プラン［自転車傷害危険のみ補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット］］

| | | | 左記補償に含まれる特約 | 学資費用70万円限度プラン あんしんスタンダードプラン（ご加入の多いプランです！） SP6プラン | 学資費用70万円限度プラン あんしんスタンダードプラン SS6プラン | 学資費用70万円限度プラン あんしんスタンダードプラン A6プラン | 学資費用70万円限度プラン シンプルプラン D6プラン | 学資費用70万円限度プラン シンプルプラン E6プラン | 学資費用30万円限度プラン あんしんスタンダードプラン SZ6プラン | 学資費用30万円限度プラン あんしんスタンダードプラン SB6プラン | 学資費用30万円限度プラン あんしんスタンダードプラン F6プラン | 学資費用30万円限度プラン シンプルプラン G6プラン | 学資費用30万円限度プラン シンプルプラン H6プラン | 自転車プラン J6プラン |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 扶養者の方に万一のことがあった場合の補償 | ❶ | 育英費用〈ケガ〉 | ⑫天災危険の補償（天災危険補償特約） | 一時金 300万円 ※1回のみのお支払い | | 一時金 100万円 ※1回のみのお支払い | 一時金 80万円 ※1回のみのお支払い | 一時金 50万円 ※1回のみのお支払い | 一時金 300万円 ※1回のみのお支払い | | 一時金 100万円 ※1回のみのお支払い | 一時金 80万円 ※1回のみのお支払い | 一時金 50万円 ※1回のみのお支払い | — |
| | ❷ | 学資費用〈ケガ〉 | | 1年につき 70万円（限度） | | | 1年につき 70万円（限度） | | 1年につき 30万円（限度） | | | 1年につき 30万円（限度） | | — |
| | ❸ | 疾病学資費用〈病気〉 | — | | | | — | | | | | — | | — |
| お子さま本人のケガの補償 | ❹ | 死亡・後遺障害 | ⑩熱中症の補償（熱中症危険補償特約）
⑪食中毒の補償（感覚性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約）
⑫天災危険の補償（天災危険補償特約）
⑬特定の感染症の補償（特定感染症危険補償特約）
※死亡・手術保険金は対象外
※本特約は入院保険金支払限度日数変更特約(180日)の適用対象外
※SP6プランの最初の14日間の2回払は適用対象外
J6プランには※1～※3の特約は含まれません。 | 100万円 | | | | 50万円 | 100万円 | | | | 50万円 | 600万円（注） |
| | | 入院保険金日額 | | 最初の14日間は 16,000円 1日につき 8,000円 | 1日につき 8,000円 | 1日につき 5,000円 | 1日につき 2,500円 | 1日につき 2,000円 | 最初の14日間は 16,000円 1日につき： 8,000円 | 1日につき 8,000円 | 1日につき 5,000円 | 1日につき 2,500円 | 1日につき 2,000円 | 1日につき 8,000円（注） |
| | | 手術 | | 〈入院中の手術〉入院保険金日額の20倍（重大手術は40倍）
〈外来の手術〉入院保険金日額の 5倍（重大手術は40倍） | | | | | | | | | | 保険金額は左記プラン同様（注） |
| | | 通院保険金日額 | | 1日につき 5,000円 | | 1日につき 3,000円 | 1日につき 2,000円 | 1日につき 1,500円 | 1日につき 5,000円 | | 1日につき 3,000円 | 1日につき 2,000円 | 1日につき 1,500円 | 1日につき 3,000円（注） |
| お子さま本人の病気の補償 | ❺ | 疾病入院保険金日額 | — | 1日につき 5,000円 | | 1日につき 3,000円 | — | | 1日につき 5,000円 | | 1日につき 3,000円 | — | | — |
| | | 疾病手術 | | 〈入院中の手術〉疾病入院保険金日額の20倍（重大手術は40倍）
〈外来の手術〉疾病入院保険金日額の 5倍（重大手術は40倍） | | | — | | 〈入院中の手術〉疾病入院保険金日額の20倍（重大手術は40倍）
〈外来の手術〉疾病入院保険金日額の 5倍（重大手術は40倍） | | | — | | — |
| お子さま本人の補償 | ❻ | 携行品損害 | | 30万円 | 15万円 自己負担額:1事故につき3,000円 | | — | | 30万円 | 15万円 自己負担額:1事故につき3,000円 | | — | | — |
| お子さま本人の補償 | ❼ | 救援者費用 | | 1年につき 100万円（限度） | | | 1年につき 50万円（限度） | | 1年につき 100万円（限度） | | | 1年につき 50万円（限度） | | — |
| お子さま本人と家族の補償 | ❽ | 個人賠償責任 示談交渉サービス付き（日本国内のみ） | | 3億円（限度）（記録情報限度額500万円） | | | 2億円（限度）（記録情報限度額500万円） | | 3億円（限度）（記録情報限度額500万円） | | | 2億円（限度）（記録情報限度額500万円） | | 1億円（限度）（記録情報限度額500万円） |
| お子さま本人の補償 | ❾ | 弁護士費用の補償 | | 弁護士費用保険金（自己負担割合10%）：通算100万円限度（1年につき） 法律相談・書類作成費用保険金（自己負担額1,000円）：通算10万円限度（1年につき） | | | — | | 弁護士費用保険金（自己負担割合10%）：通算100万円限度（1年につき） 法律相談・書類作成費用保険金（自己負担額1,000円）：通算10万円限度（1年につき） | | | — | | — |
| | | 中学1年生（6年間一時払）※ | | 194,770円 | 184,230円 | 134,240円 | 69,310円 | 46,540円 | 174,990円 | 164,450円 | 114,460円 | 65,700円 | 42,930円 | 14,690円 |
| | | 中学2年生（5年間一時払）※ | | 167,210円 | 157,830円 | 113,420円 | 60,560円 | 40,320円 | 153,020円 | 143,640円 | 99,230円 | 57,980円 | 37,740円 | 13,110円 |
| | | 中学3年生（4年間一時払）※ | | 132,190円 | 124,540円 | 88,450円 | 48,600円 | 32,170円 | 122,830円 | 115,180円 | 79,090円 | 46,900円 | 30,470円 | 10,750円 |
| | | 中学1年生・高校1年生（3年間一時払）※ | | 98,750円 | 92,820円 | 65,080円 | 36,930円 | 24,280円 | 93,300円 | 87,370円 | 59,630円 | 35,940円 | 23,290円 | 8,360円 |
| | | 中学2年生・高校2年生（2年間一時払）※ | | 66,950円 | 62,830円 | 43,400円 | 25,600円 | 16,750円 | 64,450円 | 60,330円 | 40,900円 | 25,140円 | 16,290円 | 5,990円 |
| | | 中学3年生・高校3年生（1年間一時払）※ | | 37,100円 | 34,800円 | 23,690円 | 14,610円 | 9,550円 | 36,460円 | 34,160円 | 23,050円 | 14,490円 | 9,430円 | 3,630円 |

※J6プランは加入者証が発行されません。加入内容はWEB上でご確認をお願いいたします。

高校卒業までの長期一時払契約でのご加入がおすすめです！
詳細はP.8よくあるご質問のQ4をご確認ください。
長期一時払契約の場合、卒業までの学資費用が補償されます！
学資費用は70万円と30万円をご用意！
詳細はP.8よくある質問のQ1をご確認ください。

日本大学正付属中学校から正付属高等学校に進学された方は、既に本制度に高校卒業までご加入いただいている可能性がございますので、必ず加入状況をご確認ください。

「この保険のあらまし」必ずご確認ください

※振込金額は制度運営費500円を含みます。 制度運営費は、この保険制度の運営上必要な費用（事務手続き費用等）に充当するための費用です。

●「—」は補償されませんのでご注意ください。 ●個人賠償責任の補償の被保険者（保険の対象となる方）の範囲につきましては、上記2次元コードからご覧ください。●保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。
（2026年7月現在）

（注）J6プランは「自転車傷害危険のみ補償特約」がセットされているため、被保険者が、日本国内において「自転車事故」（自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故）によりケガをされた場合に補償対象となります。

よくあるご質問

ご参考にしていただき、ぜひ本制度加入をご検討ください！

Q01 学資費用の保険金支払対象は授業料のみですか？

A01 授業料の他、施設設備費、実験・実習費など在学期間中に毎年必要となる費用が対象です。
詳細は右記2次元コードから「この保険のあらまし」をご確認ください。
※本年度より、学資費用は1年につき70万円限度と1年につき30万円限度の2プランをご用意しております。各自治体等の支援金等がある場合には、内容をご確認のうえ、ご自身に合ったプランにご加入いただきますようお願いいたします。

Q02 既に他の保険契約に加入しています。重複して保険金は支払われるのでしょうか？

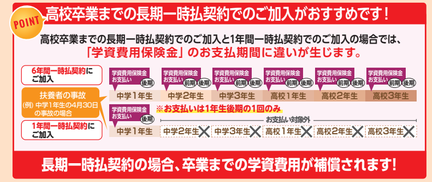
A02 以下の補償については重複してお支払いがされない場合がございます。
②学資費用（ケガ）、③疾病学資費用（病気）、⑥携行品損害、⑦救援者費用、⑧個人賠償責任、⑨弁護士費用
詳細は日本大学キャンパスサポートオフィス・損保ジャパンまでお問い合わせください。

Q03 扶養者やお子さま本人に持病がある場合、疾病の補償には入れないのでしょうか？

A03 ご加入いただくことは可能です。
ただし、ご加入前に発病した疾病に対しては、保険金をお支払いできない場合がございます。
また、ご加入前に発病した疾病であっても、ご加入後2年(保険期間1年以下の場合は1年)を経過した後に保険金支払事由が生じた場合は保険金を支払います。詳細はP6の2次元コードから「この保険のあらまし」内のP19をご確認いただくか日本大学キャンパスサポートオフィス・損保ジャパンまでお問い合わせください。

Q04 1年間一時払に6年間加入するよりも6年間一時払の方が掛金が高いのはなぜですか？

A04 ②③「学資費用保険金」のお支払い期間に違いが生じることが理由です。
下図を合わせてご確認ください。



Q05 ⑥携行品損害でタブレット等の故障は対象になりますか？

A05 偶然な外来な事故に直接起因しない電気的・機械的事故は対象になりません。
落として破損してしまった場合等偶然な事故により損害が生じた場合に対象となります。
※被保険者が居住する建物内の事故は補償の対象となりません。

お申込方法・ご加入について

STEP 1 プランのご確認

ご希望のプラン・保険期間の保険料をご確認ください。
（ご卒業までの長期一時払契約のご加入をおすすめします）



STEP 2 お申込・払込

WEB申込（振込手数料不要）

スマホ・タブレットで簡単申込！ PCからの場合 ▶ https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/nichidai6

WEB申込は2027年1月9日から利用可能です。



※標準カメラからの2次元コードスキャンが便利です。

メールアドレスの登録後、ご加入手続きサイトの手順に沿って
加入者・学生情報などの申込必要事項を入力してください。※1

大切なご案内はご登録いただいたメールアドレスに送信させていただきますので、必ずご確認ください。
「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。
お客さまの迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

ご加入のお手続きが完了したら

ご入力いただいた住所に払込票が届きます。
※お支払い期限がございます。期日までにお支払いいただけなかった場合、失効となりますのでご注意ください。

お近くのコンビニやスマホ決済アプリを利用して払込みください。





払込後、お支払い手続き完了メールが登録したメールアドレスに数日以内に届きます。
ご加入内容はWEB画面でいつでも確認できます。



Pay払いなら、時間・場所を選ばすすぐに利用が可能です!!

ご利用いただけるスマホ決済アプリはこちら!

払込票のバーコードを読み取って、自宅や職場で簡単にお支払いできます!



PayPay　PayB　d払い
au PAY　FamiPay

※Fami Payの支払限度額は49,999円です。

※1 職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴などの事項により、ご加入をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

STEP 3 加入者証の送付（J6プランは加入者証が発行されません。）

加入内容はWEB上で確認することが可能です。

- ●加入者証の送付は6月下旬から7月の予定です。
- ●加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。
- ●自転車通学の方で学校から保険証券の提出を求められた場合は、右記2次元コードからご加入内容を印刷ください。（ご加入時に設定したメールアドレスとパスワードが必要です）
- ●J6プランは加入者証が発行されないため、WEB上で加入内容をご確認ください。

保険金のご請求について（万一、事故やケガをされた際には）

① 事故が起こったら	② 電話連絡をしてください	③ 請求書を提出	④ 保険金が支払われます
早急にご連絡を（30日以内）	【24時間365日事故受付サービス】 事故サポートセンター 0120-727-110 （無料）	保険金請求書類が送付されますので、できるだけ早く書類をご返送ください。	銀行振込でお支払いします。









（注）2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

LINEやインターネットからの事故のご連絡・保険金のご請求について LINEの保険金請求はこちらから

※「LINE」はLINEヤフー（株）の登録商標です。

LINEのトーク画面からご連絡が可能！

24時間いつでも連絡可能！※1　専用アプリなどのインストール不要　チャットや画像で履歴が残るので分かりやすい（※2）

STEP1

LINEからも事故・トラブル連絡が可能です



損保ジャパンホームページもしくは本紙右上の2次元コードから、友だち追加を行ってください。

STEP2

加入者証を確認しながらご入力ください!



公式アカウントメニューから「LINEで受付」をタップし「傷害保険の事故連絡」をタップすると公式ウェブサイトのインターネット事故受付へ遷移します。遷移後、事故情報を入力してください。

STEP3



希望の連絡手段としてLINEが選択できます。担当者からのご連絡をお待ちください。

インターネットから事故受付！

24時間いつでも連絡可能！※1　専用アプリなどのインストール不要

STEP1



インターネットで「損保ジャパン傷害保険事故のご連絡」と検索後、事故受付フォームを押してください。

STEP2



フォームに事故情報を入力してください。

STEP3



LINEを希望しないを選択し、担当者からの連絡をお待ちください。

※1 営業時間外の場合は、翌営業日のご対応となります。営業時間：平日午前9時～午後5時（土日祝・年末年始を除く）
お急ぎのお問い合わせは損保ジャパン事故サポートセンター（0120-727-110）まで直接ご連絡ください。
※2 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。

アンケートへご協力のお願い

ご回答方法

以下2次元コードからご回答ください。

「学生ファースト」の精神で、より学生・生徒のための制度となりますよう、皆さまの貴重なご意見・ご要望を本制度の見直しに役立ててまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

※アンケートの所要時間は3分です。
※ご記入いただいた個人情報は、上記の利用目的のみに使用し、第三者に提供することはございません。

ご契約後の安心サービス

日本大学学生生徒等総合保障制度にご加入いただくと
各種無料電話相談サービスがご利用いただけます！

被害事故・嫌がらせ相談窓口

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。
「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

トラブル発生 ▶ 初期対応 ▶ 弁護士などへ相談 ▶ 弁護士などへ委任

被害事故・嫌がらせ相談窓口　弁護士費用、法律相談・書類作成費用の補償　弁護士紹介サービス

（注1）本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。
（注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注5）弁護士費用に関する保険金をお支払いする事由が発生した場合は、お記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。事故サポートセンター：[受付時間]24時間365日 0120-727-110
（注6）ご利用いただく際は、加入者証と一緒にお届けする「被害事故・嫌がらせ相談窓口のご案内」に記載の専用電話番号までご連絡ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

こどものお悩みほっとライン

人間関係（家族・友達・恋人・先生等）の悩み、いじめの悩み、勉強の悩み、自分の将来（進路選択含む）の悩みについてのご相談にお応えします。
お子さまが抱える悩みについて、親御さまからご連絡・ご相談いただくことも可能です。

［受付時間］24時間・365日

【利用時間】
平日：9時～22時　土曜：10時～20時
日曜・祝日・年末年始（12/29～1/4）はお休みとさせていただきます。

- 健康・医療相談サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス（予約制）
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 法律・税務・年金相談サービス（予約制）
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルリサポート（WEBストレスチェック）サービス



（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
（注2）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。
（注4）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料になるものがあります。
（注5）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注6）1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
（注7）応対者の指名はできません。
（注8）ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。
（注9）相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではございません。
（注10）法律・税務・年金相談サービスは、一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
（注11）ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

お支払いする保険金などのご説明【傷害総合保険】

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
＊加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み　：　この商品は、傷害総合保険普通保険約款に疾病保険特約、疾病による学業費用補償特約、弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。
■保険契約者　：　学校法人 日本大学
■保険期間　：　2027年4月1日午前0時から指定（※）年経過後の4月1日午後4時まで　（※）1年間～6年間で選択していただきます。
■申込締切日　：　2027年3月31日（水）
■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者　：　日本大学の学生・生徒の皆さまを被保険者とし、保護者（または学生・生徒本人）を加入者（保険料負担者）としてご加入いただきます。
●被保険者　：　日本大学の学生・生徒（「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」）にかぎります。
●扶養者　：　育英費用補償特約、学業費用補償特約、疾病による学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）にかぎります。ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合（下宿学生等）は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。
●お支払方法　：　ご自宅に郵送されるコンビニ払込票でのお支払いとなります。
●お手続方法　：　WEBシステムにてお手続きください。
（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
●中途加入　：　保険期間の中途でのご加入は、随時受付をしています。その場合の保険期間は、受付日の翌日から契約期間経過後の4月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、所定の方法にてお支払いください。
●中途脱退　：　この保険から脱退（解約）される場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返れい金・契約者配当金　：　この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容

保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。「熱中症危険補償特約」がセット（J6プランのみセットされておりません）されていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
（注1）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
（注2）J6プランには「自転車傷害危険のみ補償特約」をセットしており、被保険者が、日本国内において「自転車事故」（自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故）にとりケガ(※)をされた場合等に保険金をお支払いします。
（注3）J6プランはケガの補償の①～⑤、賠償責任の補償のみが補償対象です。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

1）基本補償とその概要

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用	育英費用保険金（国内外補償） （注1）（注2）	扶養者(※1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態(※2)となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方でWEBの申込画面入力の方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、次①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 （注）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など （※）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 以下同様とします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用	学業費用保険金（国内外補償） （注1）（注2）	扶養者(※1)が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態(※2)となった場合、支払対象期間(※3)中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ●学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間(※3)中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方でWEBの申込画面入力の方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、次①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 （※3）「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 （注1）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 （注2）疾病による学業費用保険金はP15をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など （※）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 以下同様とします。
ケガの補償（J6プラン以外は国内外補償、J6プランは国内のみ補償）	①死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 ＝ 死亡・後遺障害保険金額の全額	【J6プラン以外】 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見(※)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 【J6プラン】 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③脳疾患、疾病または心神喪失 ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤外科的手術その他の医療処置 ⑥戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨自転車による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など （※）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。
	②後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 ＝ 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	③入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 ＝ 入院保険金日額 × 入院日数（180日(※)限度） （※）入院保険金支払限度日数変更特約（180日）をセットしています。	
	④手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けた時は、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 手術（重大手術(※3)以外） <入院中に受けた手術の場合>　手術保険金の額=入院保険金日額×20（倍） <外来で受けた手術の場合>　手術保険金の額=入院保険金日額×5（倍） 重大手術(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。	
	⑤通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 ＝ 通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着した時はその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】
特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。
ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。
また、入院保険金支払限度日数変更特約（ 180 日）の適用は対象外となります。
（※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2026年7月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O－157を含みます。）等が該当します。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償（国内外補償）		●熱中症の補償について（熱中症危険補償特約） 日射または熱射によって身体に障害が生じた場合にも、前記①から⑤までの保険金をお支払いします。	
		●食中毒の補償について（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約） 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により中毒症状を被った場合にも、前記①から⑤までの保険金をお支払いします。	
		●天災危険の補償について（天災危険補償特約） 地震、噴火またはこれらによる津波によって身体に傷害が生じた場合にも、前記育英費用保険金、学業費用保険金、①から⑤までの保険金をお支払いします。	
		●入院保険金の14日間2倍支払特約について（プランSP6のみ） 入院保険金をお支払いする場合に、保険金のお支払対象となった期間の最初の14日間(※)に対して、入院保険金日額の2倍の額を、入院保険金としてお支払いします。ただし、特定感染症危険補償特約のお支払い保険金は本特約の適用対象外です。※お支払いの対象となった期間が14日間未満の場合は、お支払いの対象となった期間とします。	
物の損害の補償	携行品損害（国内外補償） （注1）	偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価格(※2)を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度(※3)とします。 （※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 （※2）「再調達価格」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 （※3）保険期間が1年を超えるご契約の場合は、契約年度ごとに保険金額を限度とします。 （注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 （注2）次のものは保険の対象となりません。 ●携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器 ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●動物、植物等の生物 ●自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ●自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●漁具 ●預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ●ドローンその他の無人航空機および模型飛行機並びにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶発な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ（※）または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など （※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
費用の補償	救援者費用保険金（国内外補償） （注1）	保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度(※2)とします。 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅(※3)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 （※1）次のア.からオ.までの費用がお支払いの対象となります。 ア.捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ.交通費 救援者(※4)の現地(※5)までの航空機等の1往復分の運賃（救援者2名分を限度とします。）。 ウ.宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料（救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。）。 エ.移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移送費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ.諸雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等（国外20万円、国内3万円を限度とします。）。 （※2）保険期間が1年を超えるご契約の場合は、契約年度ごとに保険金額を限度とします。 （※3）「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、その敷地を含みます。 （※4）「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。 （※5）「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任の補償	個人賠償責任保険金（個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約）（国内外補償） （注1）	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。 ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度（情報機器などに記録された情報の損害については500万円を限度とします。）とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物（情報機器などに記録された情報を含みます。）を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ●コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●義歯、義肢その他これらに準ずる物 ●動物、植物 ●自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ●貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ●山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ●漁具 ●不動産 など （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行（アルバイト、インターンシップを除きます。）に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 ・受託品に生じた自然発火または自然爆発 など （※1）次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ.身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ.移動用小型車および遠隔操作型小型車 （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※3）身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
		<賠償事故の示談交渉について> 賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故（日本国内において発生した事故にかぎります。）の場合、被保険者および被害者の方の同意が得られれば、損保ジャパンが示談交渉（被害者との折衝、示談、調停、または訴訟のお手続き）をお引き受けし、事故の解決にあたります。ただし、賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合は対応できません。	

2）セットできる特約とその概要

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用	疾病による学業費用保険金（国内外補償） （注1）（注2）	扶養者(※1)が、保険期間中に扶養不能状態(※2)となり、支払対象期間(※3)中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ●疾病学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間中の各支払年度について、疾病学資費用の保険金額を限度とします。 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方でWEBの申込画面入力の方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、疾病を発病し、その直接の結果として死亡したことにより、被保険者を扶養できない状態をいいます。 （※3）「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
病気の補償（国内外補償）	疾病入院保険金 （注3）	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額 ＝ 疾病入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※)「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
	疾病手術保険金 （注3）	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術（重大手術(※3)以外） <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×20（倍） <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5（倍） 重大手術(※3) 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）　など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫瘍出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術(※1)(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受 けた場合にお支払いの対象となります。 (※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。((2)同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当する時は、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	

弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）

特約と保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）	弁護士費用 （注1） 法律相談・書類作成費用保険金 ＋ 弁護士費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1・2のいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします 。 ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。 なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡した時は、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 1 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 2 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 （注）警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。 **保険金種類 ／ お支払いする保険金の額** **弁護士費用保険金**：弁護士等への委任(※3)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額 ＝ 損害の額 ×（100%− 自己負担割合10% ） **法律相談・書類作成費用保険金**：弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※3）の対応として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額 ＝ 損害の額 − 自己負担額 1,000円 (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2)詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由 ⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害　など (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。 **【各トラブル固有の事由】** **左記1 被害事故に関するトラブルに該当する場合** ⑰自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑱医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑲あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑳薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ㉑身体の美容または整形　など

〈保険金の種類（注1）～（注3）について〉

(注1) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(注2) 複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約した時や、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になった時などは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

〈用語のご説明〉

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。 ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 **トラブルの種類**／**原因事故の発生の時** 1.被害事故に関するトラブル／被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時 2.人格権侵害に関するトラブル／被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、 被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病(前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、人の力により運転する2輪以上の車(※1)およびその付属品(※2)をいいます。 (※1)2輪以上の車 ペダルのない二輪遊具、レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。 (※2)その付属品積載物を含みます。
契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

■ご加入の際は、WEB上の加入フォームへの入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。

■WEB上の加入フォームへの入力内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

■ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、WEB上の加入フォームへの入力内容とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務(J6プラン以外)

★学校の種類(部科校コード)(疾病による学業費用補償特約をセットする場合)

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

＊告知事項について、事実をWEB上の加入フォームへ入力されなかった場合または事実と異なることをWEB上の加入フォームへ入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

＊ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

＊ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合　など

■死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により保険者の同意の確認手続きが必要です。

■ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて2年(保険期間1年以下の場合は1年)を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

■弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

【J6プラン以外】

■WEB上の加入フォームへの入力内容の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

◆変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

◆この保険(J6プラン以外)では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生している時であっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

◆扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

【共通】

■WEB上の加入フォームへの入力内容の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

■ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

■団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店または損保ジャパンにお申し出ください。

〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

〈重大事由による解除等〉

■保険金を支払わせる目的で支払事由等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〈他の身体障害または疾病の影響〉

■すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなった時は、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

■保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。中途加入の場合は、受付日の翌日午前0時より保険責任が始まります。

5.事故が起きた場合の取扱い

■保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

（注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合　など

■保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類　など
③傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類　など
④保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書　など
⑤公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など
⑦損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

■上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

■疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本書の補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。
（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約の時は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約の時は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
（1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
（2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（※）までが補償されます。
（※）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9.個人情報の取扱いについて

■保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
■損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。
また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保　険会社等への提供を含みます。）があります。
④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

❗ もう一度ご確認ください ❗

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約　□保険金額　□保険期間
□保険料、保険料払込方法　□満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。
□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
【J6プラン以外にご加入になる方のみご確認ください】
□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。
【疾病による学業費用補償特約をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】
□加入依頼書または申込画面の「学校の種類（部科校コード）」欄へ正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3.お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター	電話番号 03-4332-5241（全国共通） 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・12/30～1/4は休業） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/） ＊おかけ間違いにご注意ください。